

平成29年度国・県に 提案、要望する主要事業

(平成28年7月)

鳥 取 市

平成29年度国・県への重点要望事項

- 1 地方創生の推進について（継続）…………… P 1
- 2 鳥取県立美術館の建設について（継続）…………… P 2
- 3 保育施策に対する支援の充実・強化について（新規）
…………… P 3
- 4 高速道路ネットワークの整備推進について（継続）…………… P 4
- 5 山陰近畿自動車道駈馳山バイパスへのインターチェンジ
整備について（継続）…………… P 5
- 6 山陰新幹線の整備推進について（新規）…………… P 6
- 7 全国「みどりの愛護」のつどいの鳥取市開催について（新規）
…………… P 7
- 8 簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の
期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する
財政支援について（継続）…………… P 8
- 9 水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について
（継続）…………… P 9

1 地方創生の推進について（継続）

地方創生の推進に向け、雇用の充実・若者定住の促進、子育て・教育環境の整備、安心安全なまちづくり等の取組を行っている。国と地方が一体となって地方創生の取組を深化・推進させるため、国としての共通課題に対する取組を強化し、地方が担う事務と責任に合った恒久的な財源を確保していただきたい。

また、地方の自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、「地方創生推進交付金」が翌年度以降も継続又は新たな交付金が創設される場合は、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付するとともに、柔軟な制度設計・運用としていただきたい。

（要望先：内閣府、県・元気づくり総本部、県・地域振興部）

2 鳥取県立美術館の建設について（継続）

県は、6市町から推薦のあった候補地など13カ所のうち4カ所を適地として選び、今後、県民意識調査などを経て、県美術館整備基本構想検討委員会で1カ所に絞り込むこととしている。

現在、本市が候補地として推薦した「鳥取市役所跡地」「鳥取砂丘西側一帯」の2カ所が適地として残っているが、いずれも公共交通による交通アクセスが便利で他の文化施設や社会教育施設との連携がし易く、県が示した立地条件に合致する適地である。

昨年11月、「県都・鳥取市に県立美術館の建設を願う会」が53,118名の署名を集め、県知事に要望された。また、今年6月には、県東部町長会が本市への美術館建設を県知事等に要望されたところである。

公立美術館は民間の美術館と設立趣旨が異なるため、単純に数字だけで評価することはできないが、様々な団体や人々とのつながりを持ちながら、開館時の入館者数をいかに維持し、少しでも増やしていけるかが重要である。

本市は、経済団体、文化芸術団体、教育支援団体、自治会など多くの市民、東部圏域住民が一つになって、美術館の利用者・入場者増につながる協力支援を継続的に行う体制が整っている。

また、建設に当たっては土地の提供など可能な限りの協力も行いたいと考えており、是非とも本市へ建設していただきたい。

(要望先：県・教育委員会)

3 保育施策に対する支援の充実・強化について（新規）

待機児童数の増加が全国的な社会問題となっており、本市でも待機児童を出さないよう保育士の確保や保育施設の整備等に鋭意努力しているが、個々の自治体での対応には限界がある。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を柔軟に展開することができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、制度の改善・充実を図ることをお願いしたい。

- (1) 保育士の給与改善など、処遇改善に必要となる財源の確保をお願いしたい。また、潜在保育士の職場復帰を促すため、鳥取県保育士・保育所支援センターを開設し、就職準備金等の貸付や再就職支援セミナーの開催などの支援を行っていただいているところであるが、引き続き確保策を講じていただきたい。
- (2) 「安心こども基金」を活用した保育施設の整備について、継続した財政措置を講じるとともに、株式会社等の民間事業者が行う保育所や小規模保育事業所の新築なども補助対象とするなどの要件緩和を行っていただきたい。
- (3) 子ども・子育て支援新制度のスタート以降、本市では増加する3歳未満児の入所希望者に対応するため、小規模保育事業所4園の開設に助成を行うなどにより、待機児童を出さないための定員を増やす取り組みを行ってきた。今後も入所希望者が増加することが予想される中、事業者負担を軽減し、更なる民間事業者の参入を促すためにも、保育施設整備に対する県独自の上乘せ補助の創設をお願いしたい。

(要望先：内閣府（少子化対策）、厚生労働省、文部科学省、県・福祉保健部）

4 高速道路ネットワークの整備推進について（継続）

（1） 山陰自動車道

鳥取西道路の平成 29 年度の全線供用に向けて、着実に事業を推進していただきたい。

（2） 山陰近畿自動車道

沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。また、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」を結ぶ高速道路網の整備について、計画段階評価を早期に完了し、一日も早い事業化をお願いしたい。

（3） 鳥取自動車道

平成 24 年度に暫定 2 車線で全線供用された「鳥取自動車道」佐用 JCT から鳥取 IC 間の定時性・安定性の向上を図るため、早期に 4 車線化を行っていただきたい。

当面、付加車線を早期に整備していただきたい。

（要望先：国土交通省、県・県土整備部）

5 山陰近畿自動車道駟馳山バイパスへのインターチェンジ整備について（継続）

駟馳山バイパスの開通により鳥取砂丘周辺を含む福部町地内の車両の通行形態は大きく変わり、地元福部地域のまちづくりも転換期を迎えている。

今後、鳥取砂丘周辺の観光振興、渋滞対策、周遊促進の強化とともに、近隣地域の防災・福祉等の充実など、福部町地域の新たなまちづくりを進めていくには、福部 I C～大谷 I C間に新たなインターチェンジが設置され、駟馳山バイパスが有効に活用されることが必要不可欠であると考えている。

については、駟馳山バイパス福部 I C～大谷 I C間の適地に新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。

（要望先：国土交通省、県・県土整備部）

6 山陰新幹線の整備推進について（新規）

日本海側国土軸の形成は、国家の成長や国土強靱化にとって非常に重要な課題であり、福岡・下関から山陰を縦貫し北陸・京阪地方に接続する山陰新幹線（リニア方式含む）の整備は、将来の国家戦略や国土形成を考えた場合、最優先に推進されるべき国家的プロジェクトと考えている。

しかしながら、「山陰新幹線」構想は、国の基本計画策定から40年以上も棚上げの状態となっており、高速鉄道ネットワークが日本海側に欠落していることは、山陰地方や日本海沿岸都市の発展だけでなく、我が国全体の均衡ある発展を阻害している要因ともなっている。

こうした中、平成25年6月に設立された鳥取市長が会長となる「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」には2府5県49市町村が結集し、調査研究や要望活動などとともに機運の醸成に取り組んできたところである。

さらに、本年5月には「山陰新幹線を実現する国会議員の会」が設立されるなど政界、財界などとともに地域が一丸となって山陰新幹線の整備、北陸新幹線小浜舞鶴京都ルート実現に向けた取組を強力に展開しているところである。

については、山陰新幹線の整備実現に向け、国による本格的調査研究の早期着手と国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討を要望するとともに、現在検討されている北陸新幹線敦賀以西ルートについても、将来の山陰新幹線との接続を見据え、小浜舞鶴京都ルートの実現について、全県が一丸となった強力的な取組を推進していただきたい。

（要望先：国土交通省、県・県土整備部）

7 全国「みどりの愛護」のつどいの鳥取市開催について（新規）

全国「みどりの愛護」のつどいは、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かで潤いのある住みよい環境づくりと緑を守り育てる国民運動の積極的推進等を目的として、平成2年から全国各地で開催されている緑の祭典である。

このつどいは、皇室の方々のご臨席を賜るとともに、全国の公園緑地等の愛護団体や地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が多数参加される見込みである。

本市では、平成25年に開催された全国都市緑化フェアを契機に現在様々な緑化活動に取り組んでいるが、緑豊かな素晴らしい鳥取県をさらに全国に情報発信し、都市緑化施策のより一層の充実を図るには、平成30年の中核市移行や平成31年の市制施行130周年及び新本庁舎完成などの本市の飛躍が期待される時期にあわせ、全国「みどりの愛護」のつどいを記念事業として開催することが最も効果的と考える。

については、平成31年に開催予定の第30回全国「みどりの愛護」のつどいの鳥取県招致と鳥取市開催についてご配慮いただきたい。

（要望先：国土交通省、県・生活環境部）

8 簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について（継続）

簡易水道事業については、平成 28 年度までに隣接する上水道に統合する計画書を提出していなければ国の補助対象とならなかったため、統合計画書を提出して国庫補助を受け施設の整備を行ってきた。

当市は山間部の面積が広く、統合の対象となる小規模な簡易水道施設を多数（統合計画時 77 事業）有しており、簡易水道統合整備を平成 28 年度まで実施してきたものの、統合後も未完成の事業が多数残ることから、このまま統合を迎えれば多額の事業費と統合までの簡易水道事業債の償還が上水道事業単独の負担となる。

また、事業は一般会計からの繰り入れや国庫補助などを主要な財源として運営してきた。そのため、事業統合後、旧簡易水道の運営経費の不足分を上水道事業が負担することとなると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたす恐れがある。

平成 28 年 1 月に簡易水道事業統合の国庫補助（交付金）について期限延長が図られたものの、用地交渉や他事業による遅れなどの理由で平成 31 年度末まで延期となる一部の事業を対象とするものであり、統合後の旧簡易水道施設を対象としたものではない。

よって、簡易水道事業統合に対する国の財政支援について次の事項を要望する。

- (1) 簡易水道事業統合後 10 年間の整備事業に対して、国庫補助(交付金)交付要件の緩和と補助率等の拡充をしていただきたい。(厚生労働省関係)
- (2) 統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する繰出基準等の拡充により、統合後の水道事業に対する財政支援を行っていただきたい。(総務省関係)
- (3) 辺地債及び過疎債の対象は、辺地地域及び過疎地域の簡易水道事業に限定されているが、これを統合後の当該地域の上水道事業にまで拡大していただきたい。(総務省関係)

(要望先：厚生労働省、総務省、県・生活環境部)

9 水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について (継続)

地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路の耐震化、管路のループ化・二重化などのバックアップ機能整備、水管橋の耐震化などの事業を実施し、早期のライフライン強化に取り組んでいる。

しかし、これらの事業には多額の事業費を要するため、水道施設の耐震化が進まないのが現状である。

施設の耐震化を促進し、安全で強靱な水道事業を実現するため、国においては交付基準の見直しをしていただくとともに、バックアップ機能整備、水管橋の耐震化、全ての管種の更新についても補助対象となるようお願いしたい。

(要望先：厚生労働省、県・生活環境部)